令和４年度

秋 田 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 1 回秋田県最低賃金専門部会

議事次第及び資料項目

(ホームページ公開用)

令 和 4 年 8 月 1 日 （ 月 ）

秋田合同庁舎　第1会議室（5階）

次　第

１　開　会

２　議　題

（１）秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について

（２）秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について

（３）秋田県最低賃金の金額審議について

（４）今後の専門部会の開催日程について

（５）その他

資　料

１　秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

２　秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨　**(HP非公開)**

３　秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程（案）

資料１

秋田地方最低賃金審議会
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

＊50音順

区　分	氏　　名	現　　職
公益代表	赤坂（あかさか）　薫（かおる）	弁護士
	臼木（うすき）　智昭（ともあき）	秋田大学　教授
	長岐（ながき）　和行（かずゆき）	弁護士
労働者代表	井上（いのうえ）　正克（まさかつ）	UAゼンセン　秋田県支部長
	後藤（ごとう）　正文（まさふみ）	JAM秋田　事務局長
	佐藤（さとう）　伸幸（しんゆき）	連合秋田　組織部長
使用者代表	小野（おの）　秀人（ひでと）	(一社)秋田県経営者協会　専務理事
	時田（ときた）　祐司（ゆうじ）	時田電機工業(株)　代表取締役社長
	堀江（ほりえ）　重久（じゅうきゅう）	(株)ホリエ　代表取締役
任　　期		令和4年7月19日　～　専門部会廃止まで

令和４年度　秋田地方最低賃金審議会日程（案-１）目安伝達が８月３日となる場合

日時	審議会名	場所	主な議題
８月１日（月） 午後１時 30 分～	第２回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・生活保護と最低賃金について、令和４年度賃金改定状況調査の結果 ・賃金実態調査結果
同　上 午後２時 30 分頃～ （本審終了後）	第１回 秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出 ・参考人意見聴取 ・基本的考え方、金額審議
８月３日（水） 午後３時 00 分～	第２回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・目安伝達 ・金額審議
８月５日（金） 午後１時 30 分～	第３回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・金額審議
同　上 午後３時 00 分頃～ （専門部会終了後）	第３回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申について ・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
予備日 ８月８日（月） 午後１時 30 分～	第４回秋田県最低賃金専門部会、第４回秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階） 第１会議室（５階）	＊８月５日答申がなかった場合 専門部会：金額審議 本審：専門部会報告及び改正決定の答申
８月２３日（火） 午前 10 時 00 分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・特定最低賃金改定の必要性の有無について（８月５日答申がなかった場合、８月２４日へ変更）
同　上 午前 10 時 30 分頃～ （特別小委員会終了後）	第４回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・異議審（８月５日答申がなかった場合、８月２４日へ変更）

資料３

令和４年度　秋田地方最低賃金審議会日程（案-２）目安伝達が８月５日となる場合

日時	審議会名	場所	主な議題
８月１日（月） 午後１時 30 分～	第２回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・生活保護と最低賃金について、令和４年度賃金改定状況調査の結果 ・賃金実態調査結果
同　上 午後２時 30 分頃～ （本審終了後）	第１回 秋田県最低賃金専門部会		・部会長及び部会長代理の選出 ・参考人意見聴取 ・基本的考え方、金額審議
~~８月３日（水）~~ ~~午後３時 00 分～~~	~~第２回~~ ~~秋田県最低賃金専門部会~~	~~秋田合同庁舎~~ ~~第１会議室（５階）~~	~~・目安伝達~~ ~~・金額審議~~
８月５日（金） 午後１時 30 分～	第２回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・目安伝達 ・金額審議
~~同　上~~ ~~午後３時 00 分頃～~~ ~~（専門部会終了後）~~	~~第３回~~ ~~秋田地方最低賃金審議会~~	~~第１会議室（５階）~~	~~・専門部会報告及び改正決定の答申について~~ ~~・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問~~
８月８日（月） 午後１時 30 分～	第３回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第２会議室（５階）	・金額審議
午後３時 00 分頃～ （専門部会終了後）	第３回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・専門部会報告及び改正決定の答申について ・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
８月２４日（水） 午前 10 時 00 分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第１会議室（５階）	・特定最低賃金改定の必要性の有無について
同　上 午前 10 時 30 分頃～ （特別小委員会終了後）	第５回 秋田地方最低賃金審議会	第１会議室（５階）	・異議審

※８月８日に答申がなかった場合は、９日以降で専門部会を設定し、終了後本審開催。２４日も延期。